

一般財団法人静岡県高等学校安全振興会審査委員会運営細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、一般財団法人静岡県高等学校安全振興会（以下「本会」という。）
共済規程第13条並びに給付規程第5条第2項に規定する審査委員会（以下「委員会」と
いう。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委 員)

第2条 委員会の委員の定数は、7人以上10人以内とする。

2 委員の選任及び解任は理事会において行い、理事長が委嘱する。

(組 織)

第3条 理事会において委員を選任するときは、次の各号によるものとする。ただし、現
に理事の職にある者は、その過半数を占めてはならない。

- (1) P T Aの代表者 3人以内
- (2) 校長の代表者 3人以内
- (3) 医療経験者 2人以内
- (4) 学識経験者 2人以内

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期の満了前に退任した委員の補欠とされ
た委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとする。

2 委員は、再任することを妨げない。

(会 議)

第5条 会議は、理事長が招集するものとし、理事長不在の時は、副理事長が招集する。

2 会議の議長は、当該委員会出席の委員の中から理事長が任命する。

(委員会の権能)

第6条 委員会は、特別給付金給付の可否及び給付額について、理事長の諮問に応ずるも
のとする。

(議 決)

第7条 委員会の議決は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(答 申)

第8条 委員会の議長は、会議の経過及びその結果を理事長に答申し、理事長は、その答
申を理事会に報告しなければならない。

(委 任)

第9条 この細則によりがたい事項及びこの細則の実施に関し必要な事項は、理事長が別
に定める。

附 則

この規程は、財団法人静岡県高等学校安全振興会の設立許可の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 11 月 25 日から施行する。（第 6 条の一部改正）

附 則 （平成 23 年 7 月 1 日）

この細則は、静岡県教育委員会の寄附行為改正認可の日から施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 25 年 4 月 1 日）

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。